

○函館市駐車場条例

昭和45年1月24日条例第41号

改正

昭和45年10月7日条例第20号
昭和46年10月15日条例第17号
昭和48年7月14日条例第10号
昭和50年12月23日条例第54号
昭和53年3月31日条例第9号
昭和61年12月26日条例第51号
平成2年3月22日条例第10号
平成3年3月20日条例第10号
平成4年3月24日条例第4号
平成7年3月22日条例第13号
平成11年3月17日条例第15号
平成13年3月28日条例第19号
平成15年3月20日条例第13号
平成16年12月17日条例第148号
平成17年9月29日条例第70号
平成19年12月19日条例第65号
平成24年3月22日条例第23号
平成31年3月6日条例第15号
令和元年7月8日条例第12号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が設置する路外駐車場の管理、駐車料金の額およびその徴収方法ならびに建築物における駐車施設の附置および管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- (2) 商業地域・近隣商業地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域および近隣商業地域をいう。
- (3) 周辺地域 法第20条第2項に規定する周辺地域をいう。
- (4) 駐車場整備地区 法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。
- (5) 特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途をいう。
- (6) 非特定用途 特定用途以外の用途をいう。
- (7) 特定部分 法第20条第1項に規定する特定用途に供する部分をいう。
- (8) 非特定部分 特定用途以外の用途に供する部分をいう。
- (9) 特定用途建築物 その全部を特定用途に供する建築物をいう。
- (10) 混合用途建築物 特定部分および非特定部分を有する建築物をいう。

第2章 削除

第3条から第14条まで 削除

第3章 路外駐車場

(名称, 位置等)

第15条 路外駐車場の名称および位置は, 次のとおりとする。

名称	位置
函館市棧橋駐車場	函館市若松町10番
函館市元町観光駐車場 (広場式)	函館市元町33番
函館市元町観光駐車場 (立体式)	函館市末広町20番13号
函館市五稜郭観光駐車場	函館市五稜郭町27番
函館市函館駅前広場駐車場	函館市若松町12番
函館市若松町駐車場	函館市若松町13番
函館市函館山山麓観光駐車場	函館市元町18番

2 函館市棧橋駐車場および函館市元町観光駐車場 (立体式) (1階および2階の部分に限る。) については, 月ぎめにより使用させる路外駐車場とする。

(使用の許可等)

第15条の2 期間を定めて前条第2項に規定する路外駐車場 (以下「月ぎめ駐車場」という。) 以外の路外駐車場を使用し, または月ぎめ駐車場を使用しようとする者は, あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか, 路外駐車場の使用に関し必要な事項は, 規則で定める。

(供用期間および供用時間)

第16条 路外駐車場の供用期間および供用時間は, 規則で定める。

(料金の額等)

第17条 路外駐車場 (月ぎめ駐車場を除く。) の駐車料金 (以下「料金」という。) の額は, 別表第1に定めるとおりとする。

2 市長は, 前項の規定にかかわらず, 必要により同項の料金の額から1割以内の割引をした額をもつて, 回数券を発行することができる。

3 市長は, 第15条の2第1項の規定により期間を定めて月ぎめ駐車場以外の路外駐車場の使用を許可する場合は, 第1項の規定にかかわらず, 供用時間に相当する料金の額から8割以内の割引をした額をもつて, 定期駐車券を発行することができる。ただし, 定期駐車券の発行に当たっては, 駐車場所を特定し, または優先して駐車することができる旨を特約することはできない。

4 月ぎめ駐車場の駐車料金 (以下「月ぎめ料金」という。) の額は, 別表第2に定めるとおりとする。

5 第2項の回数券または第3項の定期駐車券の料金の額, 有効期間, 発行枚数その他回数券または定期駐車券の発行およびその使用ならびに料金および月ぎめ料金の徴収方法について必要な事項は, 規則で定める。

(料金の不徴収)

第18条 法第6条第1項ただし書に規定する自動車を駐車させる場合のほか, 次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合においては, 料金を徴収しない。

(1) 当該路外駐車場の付近における犯罪捜査, 実地検証または交通事故調査のため使用する自動車

- (2) 当該路外駐車場の付近における緊急を要する電気、ガス、電話、水道または下水道の応急工事のため使用する自動車
(料金を徴収しない日)

第18条の2 市長は、必要があると認める場合においては、料金を徴収しないで駐車させる日を定めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により料金を徴収しないで駐車させる日を定めたときは、その旨を告示するものとする。
(料金の不還付等)

第18条の3 既納の料金は、還付しない。

- 2 市長は、月の途中で使用をやめる場合で規則で定めるときその他特別の理由があると認める場合は、既納の月ぎめ料金の全部または一部を還付することができる。
(割増金)

第18条の4 偽りその他不正の手段により料金の徴収を免れた者については、当該徴収を免れた金額のほか、当該徴収を免れた金額の2倍に相当する金額を割増金として徴収する。
(駐車の拒否)

第18条の5 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性もしくは引火性の物品または爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
 - (2) 著しく悪臭を発している物品を積載しているとき。
 - (3) 他の自動車の駐車に支障となる荷物を積載しているとき。
 - (4) 前3号のほか、路外駐車場の管理に支障があると認めるとき。
- (禁止行為)

第18条の6 路外駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 係員の指示または標識に従わないで自動車を駐車させること。
 - (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
 - (3) 前2号のほか、路外駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (供用の休止)

第18条の7 市長は、道路工事その他の理由により必要があると認めるときは、路外駐車場の全部または一部の供用を休止することができる。

- 2 市長は、前項の規定により路外駐車場の全部または一部の供用を休止するときは、当該路外駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示するものとする。
(損害賠償)

第18条の8 路外駐車場およびその標識その他の設備をき損し、または滅失させた者は、直ちにこれを原状に回復し、または市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第18条の9 路外駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- 2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 路外駐車場の維持管理に関すること。
- (2) 月ぎめ駐車場の使用の許可および制限に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

- 3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第15条の2第1項および第18条の5の規

定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第4章 建築物における駐車施設の附置及び管理

(地区の指定)

第19条 法第20条第2項の規定に基づき、周辺地域内で条例で定める地区（以下「周辺地区」という。）は、商業地域もしくは近隣商業地域に接続する1,000メートルの区域内において規則で定める区域とする。

(建築物の新築等の場合の駐車施設の附置)

第20条 次表中、(あ)欄の地区又は地域内において、(い)欄の用途に供する建築物で(う)欄の規模のものを新築し、又は(う)欄の規模となる増築をし若しくは(う)欄の規模のものについて増築しようとする者は(え)欄により算定した規模以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区又は商業地域内もしくは近隣商業地域内において非特定用途に供する建築物で市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(あ)	(い)	(う)	(え)
地区又は地域	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模
駐車場整備地区又は商業地域もしくは近隣商業地域	その建築物の全部を特定用途に供するもの	延べ面積（観覧場の屋外観覧席を含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。右欄において同じ。）が2,000平方メートルをこえるもの	延べ面積が2,000平方メートルをこえる部分（増築にあつてはこの部分のうち増築にかかる部分とする。）の面積に対して300平方メートルごとに1台
	その建築物の全部を非特定用途に供するもの	延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。右欄において同じ。）が3,000平方メートルをこえるもの	延べ面積が3,000平方メートルをこえる部分（増築にあつてはこの部分のうち増築にかかる部分とする。）の面積に対して450平方メートルごとに1台
周辺地区	その建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	特定用途に供する部分の延べ面積（観覧場の屋外観覧席を含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。右欄において同じ。）が3,000平方メートルをこえるもの	特定用途に供する部分の延べ面積が3,000平方メートルをこえる部分（増築にあつてはこの部分のうち増築にかかる部分とする。）の面積に対して450平方メートルごとに1台

(混合用途建築物の場合)

第21条 駐車場整備地区又は商業地域内もしくは近隣商業地域内における混合用途建築物は、その全部を特定用途に供する建築物とみなし、前条の規定を適用する。この場合においては、特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積との合計をその建築物の延べ面積とする。

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第22条 次表中、(あ)欄の地区又は地域内において、(い)欄の規模を有する建築物の部分の用途変更で、当該用途の変更により特定部分の面積が増加することとなるもののために法第20条の2にいう大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、(う)欄により算

定した規模以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(あ)	(い)	(う)
地区又は地域	建築物の規模	用途の変更により附置すべき駐車施設の規模
駐車場整備地区 又は商業地域も しくは近隣商業 地域	非特定用途に供する建築物で延べ面積が3,000平方メートルをこえないもの及び混合用途建築物で前条の規定により算定した延べ面積が2,000平方メートルをこえないもの	2,000平方メートルをこえる特定部分の面積に対して300平方メートルごとに1台
	上欄に掲げる建築物以外のもの	特定部分の面積が2,000平方メートルをこえることとなるものについては、2,000平方メートルをこえる特定部分の面積に対して300平方メートル（第20条及び第21条の規定により駐車施設を附置すべきものとされているときは900平方メートル）ごとに1台 特定部分の面積が2,000平方メートルをこえているものについては、増加した特定部分の面積に対して300平方メートルごとに1台
周辺地区	特定部分の面積が3,000平方メートルをこえないもの	3,000平方メートルをこえる特定部分の面積に対して450平方メートルごとに1台
	特定部分の面積が3,000平方メートルをこえるもの	増加した特定部分の面積に対して450平方メートルごとに1台

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合)

第23条 建築物の敷地が駐車場整備地区及び商業地域もしくは近隣商業地域、周辺地区又はこれら以外の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区、又は地域に当該建築物があるものとみなして前3条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第24条 第20条から第22条までの規定により附置する駐車施設は、自動車の駐車のために供する部分の規模を駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行6.0メートル以上とし、自動車が安全有効に駐車し、かつ、円滑に出入することができるものとしなければならない。

2 前項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車が安全有効に駐車し、かつ、円滑に出入できると市長が認めるものについては、適用しない。

(駐車施設の附置の特例)

第25条 第20条から第22条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

2 前項に規定する駐車施設を設けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところに従い、当該駐車施設の位置、規模等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(適用の除外)

第26条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物を新築し，増築し，又は当該建築物の用途変更をしようとする者については，第20条から第22条までの規定は適用しない。

2 この条例の施行後，新たに駐車場整備地区又は商業地域もしくは近隣商業地域に指定された区域内において，当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築，増築又は用途変更の工事に着手した者については，第20条から第22条までの規定にかかわらず，当該地区又は地域の指定前の例による。

3 この条例の施行後，駐車場整備地区又は商業地域以外もしくは近隣商業地域以外から新たに周辺地区に指定された区域内において，当該地区に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築，増築又は用途変更の工事をした者については，第20条から第22条までの規定は適用しない。

(駐車施設の管理)

第27条 第20条から第22条までの規定により設置された駐車施設（第25条第1項に規定する駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は，当該駐車施設の目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第28条 市長は，この章の規定を施行するため必要な限度において建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告，若しくは資料の提出を求め，又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立入り，検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は，その身分を示す証票を携帯し，関係人の請求があつたときは，これを提示しなければならない。

(措置命令)

第29条 市長は，第20条から第22条まで，第24条又は第27条の規定に違反した者に対して，相当の期限を定めて，駐車施設の附置，原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は，その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行なうものとする。

3 前項の規定による措置命令書の様式は，規則で定める。

第5章 削除

第30条 削除

第6章 罰則

(罰則)

第31条 第29条第1項の規定による市長の命令に従わなかつた者は，50万円以下の罰金に処する。

2 第28条第1項の規定による報告をせず，もしくは虚偽の報告をし，または同項の規定による検査を拒み，妨げ，もしくは忌避した者は，20万円以下の罰金に処する。

3 第25条第2項の規定に違反した者は，10万円以下の罰金に処する。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは，その行為者を罰するほかその法人又は人に対しても，前条の刑を科する。

第33条 第18条の6の規定に違反した者に対しては，5万円以下の過料を科する。

第7章 委任

第34条 この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は、昭和45年2月1日から施行する。ただし、第3章路外駐車場に関する規定の施行期日は、規則で定める。（ただし書に規定する規定は、昭和45年規則第56号で、昭和45年2月1日から施行）

附 則（昭和45年10月7日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年10月15日条例第17号）

この条例は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則（昭和48年7月14日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年12月23日条例第54号）

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月26日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定および附則の次に別表を加える改正規定は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月22日条例第10号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成2年規則第40号で、平成2年6月1日から施行）

附 則（平成3年3月20日条例第10号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月24日条例第4号）

- 1 この条例は、平成4年5月7日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月22日条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月17日条例第15号）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に路外駐車場に人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を駐車している者に係る駐車料金については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月28日条例第19号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成13年規則第42号で、平成13年4月21日から施行）

附 則（平成15年3月20日条例第13号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月17日条例第148号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 指定管理者の指定の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成17年9月29日条例第70号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月19日条例第65号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第23号抄）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に函館市五稜郭観光駐車場に駐車している者に係る当該駐車場の駐車料金の額は、第1条の規定による改正後の函館市駐車場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月6日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年11月1日から施行する。ただし、第1条および次項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定の施行の際現に函館市函館駅前広場駐車場に駐車している者に係る当該駐車場の駐車料金の額は、同条の規定による改正後の函館市駐車場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正前の函館市駐車場条例の規定に基づき発行された函館市棧橋駐車場の100円券の回数券は、同条の規定による改正後の函館市駐車場条例の規定に基づき発行された函館市若松町駐車場の100円券の回数券とみなす。

附 則（令和元年7月8日条例第12号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第17条関係）

自動車の種別	区分	料金		
普通自動車 小型自動車 軽自動車	函館市元町観光駐車場（広場式） 函館市元町観光駐車場（立体式）（月ぎめ駐車場を除く。） 函館市函館山山麓観光駐車場	1時間まで	200円	
		1時間を超えた後30分までごとに	100円	
	函館市五稜郭観光駐車場 函館市若松町駐車場	施設使用者	2時間まで	無料
			2時間を超えた後30分までごとに	100円
		施設使用者以外の者	1時間まで	200円
			1時間を超えた後30分までごとに	100円
	函館市函館駅前広場駐車場	施設使用者	2時間まで	無料
			2時間を超えた後30分までごとに	100円
		施設使用者以外の者	30分まで	無料
			30分を超えた後1時間まで	200円
			1時間を超えた後30分までごとに	100円

備考

- 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車を除いた乗車定員10人以下のものをいう。
- 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 「二輪自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車および軽自動車のうちの二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）ならびに省令第1条に規定する原動機付自転車をいう。
- 「施設使用者」とは、函館市五稜郭観光駐車場にあつては函館市芸術ホール条例（平成9年函館市条例第36号）第5条に規定する使用者および当該使用者の使用に係る施設に入場した者ならびに函館市北洋資料館および北海道立函館美術館に入館した者を、函館市若松町駐車場および函館市函館駅前広場駐車場にあつてははこだてみらい館、はこだてキッズプラザおよび函館市青函連絡船記念館摩周丸に入館した者をいう。
- 函館市若松町駐車場の料金のうち、夜間（午後9時以後の最初の料金発生時（料金の額を計算する場合において、上表の規定によつて料金が発生することとなる時をいう。以下同じ。）以後翌日（最初の料金発生時が午前0時以後の場合は、当日）の午前7時前の間をいう。以下同じ。）の駐車に係る部分の料金の額が500円を超える場合におけ

る当該夜間の駐車に係る部分の料金の額は、同表の規定により計算された料金の額にかかわらず、500円とする。この場合において、夜間から引き続き午前7時以後も駐車するときは、午前7時以後の最初の料金発生時は午前7時とするものとする。

別表第2（第17条関係）

自動車の種別	月ぎめ料金		
普通自動車	函館市棧橋駐車場	1月につき	10,000円
小型自動車 軽自動車	函館市元町観光駐車場（立体式）（月ぎめ駐車場に限る。）	1月につき	7,500円

備考

- 1 この表における用語の意義は、別表第1備考第1項から第4項までに定めるところによる。
- 2 月ぎめ駐車場の使用の期間の始期または終期が月の中途である場合における当該月の月ぎめ料金の額は、日割りにより計算し、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。